

一般乗合旅客自動車運送事業に係る車両数の変更について

1 概要

さんようバス株式会社から、営業所に配置している車両数を次のとおり変更する旨の申し出があったため、本協議会に報告する。

2 変更内容

営業所	変更前	変更後
①大崎上島町太田営業所（豊田郡大崎上島町東野 4 0 3 4 - 1） 大崎上島町内路線	4 両	4 両
②豊営業所（呉市豊町大長 5 9 9 2） 豊町～広島バスセンター行き（呉経由）路線	3 両	<u>0 両</u>

3 変更理由

コロナ禍を契機に、運賃収入の減少が続いている中で、令和 5 年 10 月に広島電鉄等が P A S P Y に代わる新たなサービスを発表した。

このカードリーダーの導入には多額の初期投資が見込まれ、費用対効果が見合わないことから、中国運輸局及び呉市との協議を重ねた結果、令和 6 年 4 月以降の広島便の廃止を決定し、これに伴い豊営業所の車両数を 0 両とするため。

4 変更に係る手続き

一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業者は、通常 1 営業所ごとに最低 5 両の常用車及び 1 両の予備車を配置しなければならない。

ただし、地域公共交通会議等で協議が調った場合は、道路運送法の審査の特例（1 営業所ごとに 1 両から認められる）を受けることができることとされている。

なお、この度の変更については、新たに営業所の最低基準を下回るものではないため、本協議会で協議が調うことを必須としない（報告で可）。